

平成24年度 第3回江別市自治基本条例検討委員会

<次 第>

日 時 : 平成24年10月24日(水) 14時00分から

場 所 : 江別市民会館 21号室

1. 開 会

2. 各章・各条項の現状評価と課題について

(1) 第2章「市民」

(2) 第3章「議会及び議員」

(3) 第4章「市長及び職員」

3. その他

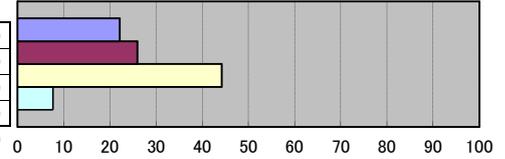
4. 閉 会

自治基本条例モニター
第1回アンケート結果（10/5～10/19実施）

回答率 47.27% 回答者数 104
対象者数 220

◆回答方法

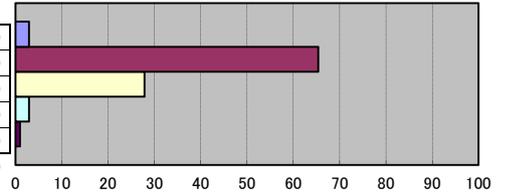
1. Eメール	23	(22.1)
2. F A X	27	(26.0)
3. 郵便	46	(44.2)
4. 持参	8	(7.7)
合計	104	(100.0)



◆パブリックコメント（意見公募）について、お聞きます。

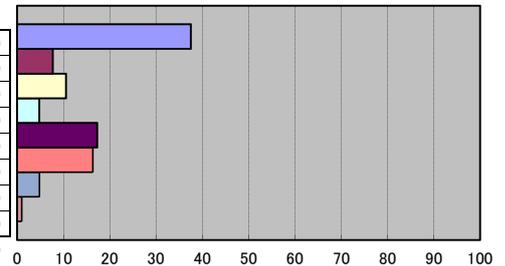
問1 あなたは、この制度を利用したことがありますか。

1. 利用したことがある	3	(2.9)
2. 利用したことがない	68	(65.4)
3. 利用したことはないが、今後利用してみたい	29	(27.9)
4. まったく知らない	3	(2.9)
5. 無回答	1	(1.0)
合計	104	(100.0)



問2 多くの市民に利用してもらうためには、何が重要だと思いますか。
(1つだけ)

1. 制度自体のPRを行う	39	(37.5)
2. 簡単に意見を出せるようにする	8	(7.7)
3. 意見の提出方法をわかりやすくする	11	(10.6)
4. 意見を出せる機会を増やす	5	(4.8)
5. 計画や方針の内容をわかりやすく知らせる	18	(17.3)
6. 提出した意見がどのように反映されるのか知らせる	17	(16.3)
7. その他	5	(4.8)
8. 無回答	1	(1.0)
合計	104	(100.0)



【その他意見】

●意見の求め方について

- ・現在、何が問題でどんな意見があり、意思決定に何を求めるか具体的に示す必要がある
- ・一般の人には何の意見を求めているのかわからない。

・自宅を構えて子育てをし、これからの江別に大きく関わる30代、40代でもわかりやすい言葉と見やすいページ作りをしてほしい。

●地域・自治会の活用

- ・江別は野幌・大麻と3地区になっているので、地域ごとに機会を設けるよう希望する。
- ・町内会の組織を活用して、意見を集約する。

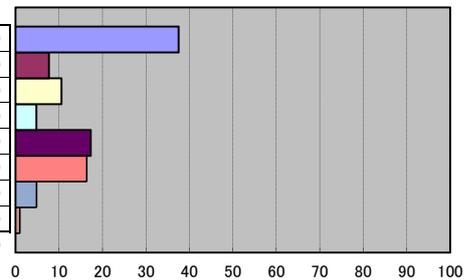
●PRについて

- ・PRが不足しており、近所の人に聞いてもほとんどの人は知らない。現在のように広報に書いたから事足りるとするのは問題がある。

【問2回答分】

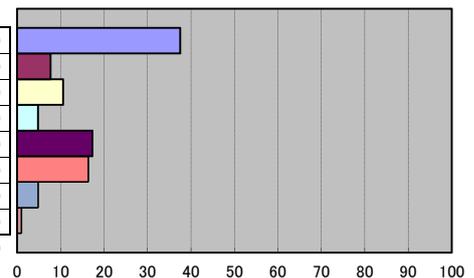
●問1で「2 利用したことがない」と回答した方

1. 制度自体のPRを行う	30	(28.8)
2. 簡単に意見を出せるようにする	5	(4.8)
3. 意見の提出方法をわかりやすくする	8	(7.7)
4. 意見を出せる機会を増やす	2	(1.9)
5. 計画や方針の内容をわかりやすく知らせる	10	(9.6)
6. 提出した意見がどのように反映されるのか知らせる	10	(9.6)
7. その他	3	(2.9)
8. 無回答	0	(0.0)
合計	68	(65.4)



●問1で「3 利用したことはないが、今後利用してみたい」と回答した方

1. 制度自体のPRを行う	7	(6.7)
2. 簡単に意見を出せるようにする	3	(2.9)
3. 意見の提出方法をわかりやすくする	3	(2.9)
4. 意見を出せる機会を増やす	3	(2.9)
5. 計画や方針の内容をわかりやすく知らせる	7	(6.7)
6. 提出した意見がどのように反映されるのか知らせる	5	(4.8)
7. その他	1	(1.0)
8. 無回答	0	(0.0)
合計	29	(27.9)

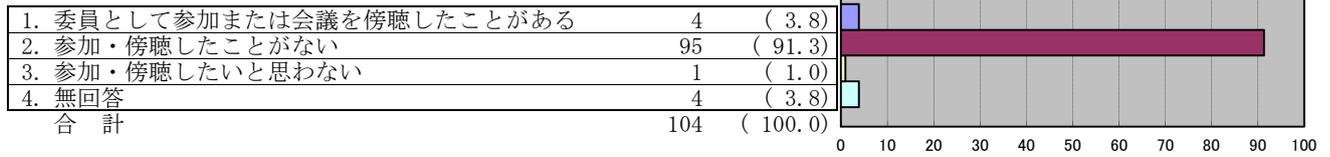


自治基本条例モニター
第1回アンケート結果（10/5～10/19実施）

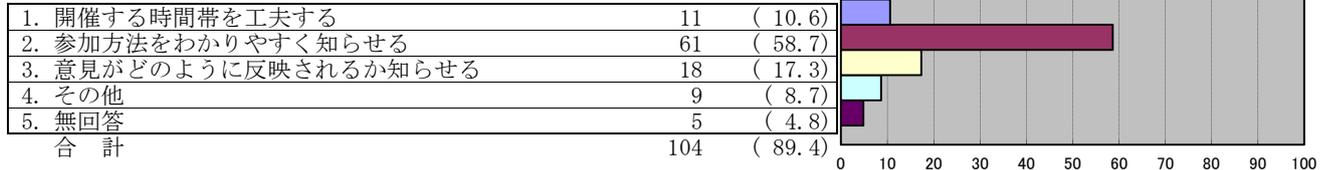
（H24クロス集計）

◆審議会について、お聞きます。

問3 あなたは、このような審議会などに参加したことがありますか。



問4 多くの市民に参加してもらうためには、何が必要だと思いますか。（1つだけ）



【その他意見】

●審議会について

- ・委員に地域の一般市民を増やす。
- ・その分野に関心のある専門的な人材と関心はあるが専門でない人材と前もって内容を深めて頂き、論点を整理して一般市民の意見を聞くようにすることが重要と考える。
- ・もっと気軽に参加できる工夫が必要。
- ・委員会が何のために開催されるのかよくわからないので、広く告知する。
- ・ある地域に限定される課題には、好ましい参集範囲を知らせておくのが良いのではないかと。
- ・地域主体で場所等を考えてみること。

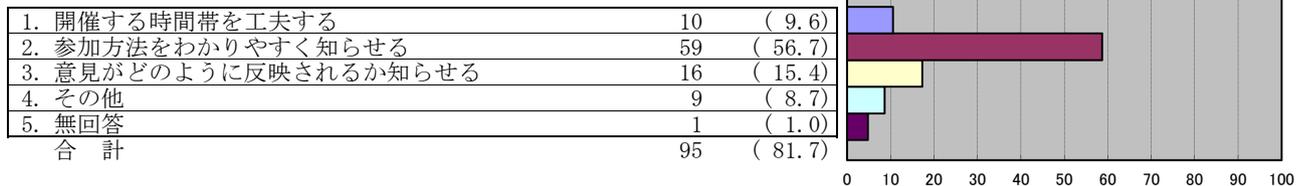
●PRIについて

- ・ホームページの他に広報や市の施設における公示等、多くの市民が開催の日時や会議内容を確認できる工夫が必要。
 - ・PRを幅広く行い、市民の目にとまりやすくするのも良いかと思う。
 - ・町内会の回覧で知らせる。
 - ・市の側からもっと積極的な働きかけが必要ではないか。
- 地域ごとの”集まり”は数多くあるはずであり、女性に興味を持ってもらえば、あとは口コミで広がると思う。

※PR不足については多くのご意見をいただきました。

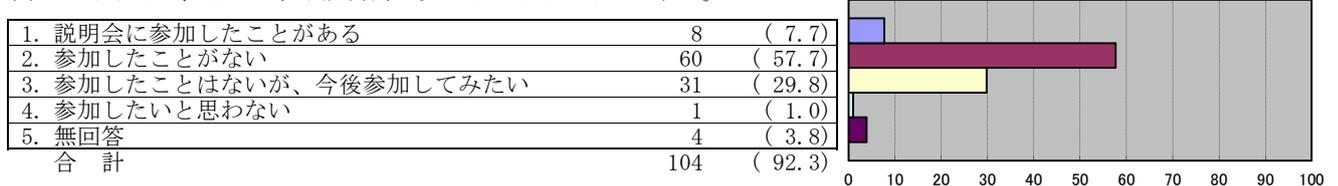
【問4回答分析】

●問4で「2 参加・傍聴したことがない」と回答した方

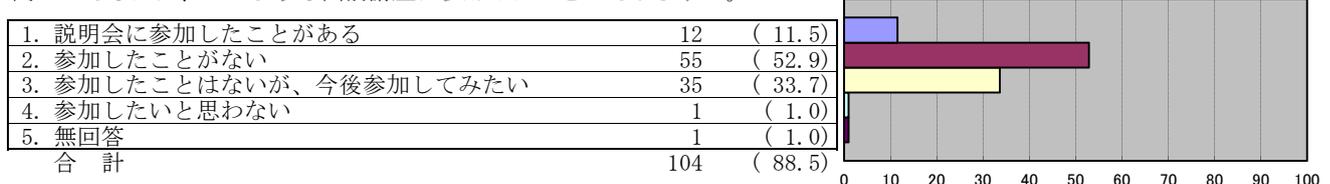


◆説明会・出前講座について、お聞きます。

問5 あなたは、このような説明会に参加したことがありますか。



問6 あなたは、このような出前講座に参加したことがありますか。



自治基本条例モニター
第1回アンケート結果（10/5～10/19実施）

（H24クロス集計）

◆見直しに関する項目について、お聞きします。

問7 第24条「市民参加の推進」の条文について、見直してほしい点があれば記入願います。

●**文言の整理について**

- ・「努める」や「配慮」などあやふやな表現が多く、特に第3項については、「不利益を受けないようにする」という断言する表現でいいのではないか。
- ・「努める」や「配慮」するを削除。
- ・第2項「させなければならない」第4項「仕組みづくりをしなければならない」を義務付けるべきではないか。
- ・方法が記されていないため、具体化しづらい内容となっている。例えば、○「○○や○○○、更には○○○の機会を積極的に設ける中において、広く市民の意見を聴き・・・」とすれば、企画・実行がより具体化されると思う。
- ・中学生でもわかる内容、理解できる言葉を使ってほしい。

●**具体化するため条例・仕組み等**

- ・条例を具体化するため、規則や催促が必要。
- ・意見を反映させるための仕組みづくりをどのように行うかを具体的に示すべきではないか。
- ・すべての条文に具体性がない。
- ・市民参加の具体的な手法を明示すると良い。
- ・市民参加を推進するための仕組みづくりが重要である。

●**追加事項**

- ・江別市は、江別・野幌・大麻と「地区」の意識が強すぎるように思うので、第3項に「地域」を加えてはいかがか。
- ・説明文の中でも良いが、町内会の活用について明記し、具体的な活用方法等について検討する必要があると思う。
- ・第3項の項目に、「職業」も入れて欲しい。
- ・「別に条例で定める」の部分を即座にわかるように条例文にしてほしい。

※**その他、市民参加を推進するための手法について多くの意見をいただきました。**

- ・市民参加の具体的な方法を広く周知すべきである。
- ・市民の意見を吸い上げる施策がない。
- ・市民の意見を取り込み、反映させた成果を広く公開する。
- ・市民参加に当たっては、本条例第7条にあるように、良心と責任のある意見を集約することが必要。意見を聞く目的、分野によっては、市側が積極的に市民を選定し、委嘱する方法も考慮してはいかがか。
- ・意見交換などの機会がわかるような広報をしてほしい。

問8 今後、検討委員会で、重点的に検討してもらいたいと考える項目及びその理由について、同封の「江別市自治基本条例（条文と解説）」の中から記入願います。

別紙資料参照

自治基本条例モニター 第1回アンケート集計（自由意見）

問2 多くの市民に利用してもらうためには、何が重要だと思いますか。（1つだけ）

●意見の求め方について

- ・考え方は民主的で非常に良いと思いますが、一般の市民は論理的説明に不慣れで文句・不平に終わってしまう。現在、何が問題でどんな意見があり、意思決定に何を求めるか具体的に示す必要があります。
- ・広報10月号を読みました、「地方自治体施行令」を熟知している人向けの案内になっています。一般の人（私も）には何の意見を求めているのかわかりません。
- ・選択肢の2.3.5.6すべて重要。自宅を構えていて子育てをして、これからの江別に大きく関わる30代、40代でもわかりやすい言葉と見やすいページ作りをしていただきたい。広報はよく見るのですが、全く目に入らない。

●地域・自治会の活用

- ・江別は野幌・大麻と3地区になっているので、地域ごとに機会を設けるよう希望します。
- ・町内会の組織を活用して、意見を集約する。

●PRについて

- ・PRが不足です。近所の人に聞いてもほとんどの人は知りません。現在のように広報に書いたから、事足りるとするのには問題があります。
- ・最近の風潮として、何でもカタカナ文字で記されることが多く、意味が分からないことがある。このような制度がある事すら知らない人が多いと思う。

●その他

- ・選択肢の1.6重要

問4 多くの市民に参加してもらうためには、何が必要だと思いますか。（1つだけ）

●審議会について

- ・学識経験者の名の基に片寄りがちだが地域の一般市民を増やす。
- ・審議の項目により、全く関連の無い分野では意見は出せません。従って、その分野に関心のある専門的な人材と関心はあるが専門でない人材と前もって内容を深めて頂き、論点を整理して一般市民の意見を聞くようにすることが重要と考えます。
- ・選択肢の1.2.3どれも重要。そしてもっと気軽に参加できる工夫が必要。
- ・その委員会が何のために開催されるのかよくわからない。
- ・何が問題としてあるかを広く告知する。
- ・ある地域に限定される課題には、好ましい参集範囲を知らせておくのが良いのではないか。
- ・自分の住んでいる地域のことには興味を示すと思います。地域主体で場所等を考えること。

●PRについて

- ・ホームページの他に広報や市の施設における公示等、多くの市民が開催の日時や会議内容を確認できる工夫が必要。

自治基本条例モニター 第1回アンケート集計（自由意見）

- ・ホームページに知らせても、年寄りにはインターネットを利用してない。広報等でも内容等についてもっとPRして出席をうながすべきである。参加、傍聴を現在知らせていると言うのは形式的なものと感じ的に受け止めている物の方が多いと思われる。
- ・私の勉強不足もあると思いますが、PRを幅広く市民の目にとまりやすくするのも良いかと思えます。
- ・町内会の回覧で知らせる。
- ・審議会が傍聴できること自体知られていないと思うので、問2の解答同様、市の側からもっと積極的な働きかけが必要では？地域ごとの”集まり”は数多くあるはずですし、女性に興味を持ってもらえば、あとは口コミで広がると思えます。
- ・私も江別市民となって18年近くなるが、自治基本条例なる事項については実体としてその意義は関心がなかった。
- ・こんなにたくさんの審議会があるなんてこと、市民は知っているのでしょうか。
- ・この事を知らない人の方が多いと思う。各々が何をやるものなのかすら、わからない。

問7 第24条「市民参加の推進」の条文について、見直してほしい点があれば記入願います。

●文言の整理について

- ・「努める」や「配慮」というあやふやな表現が多い。特に第3項の場合は、こういったことでの不利益を市民が受けないようにするのが明らかで「配慮する」ではなく、「・・・受けないようにする」という断言する表現でいいのでは？
- ・市は～努め反映されているかどうか実施状況を市民に対してあきらかにすること(努力目標ではなく必ず実施)。環境、公園整備、フットパス造りなど。
- ・第1、2、4項の「努める」を削除。第3項の「配慮する」を削除。
- ・第2項「努めるものとする」は「させなければならない」、第4項の「仕組みづくりをしなければならない」を義務付けるべきではないかと考えます。
- ・第4項「・・・広く市民の意見を聴き、・・・」考え方は良いと思えます。しかし、方法が記されていない為、具体化しづらい内容となっているのではないのでしょうか。例えば、○○○や○○○、更には○○○の機会を積極的に設ける中において、広く市民の意見を聴き・・・」と記載すれば、企画・実行がより具体化されます。
- ・～しなければならないとの事項が多いが、具体的な事を市民にわかりやすく。中学生でもわかるくらいの内容を望む。
- ・市が自治基本条例を定める件については、異論はないが、市民が果たしてこれらの文言を十分理解できるものか、今後予想される超高齢化が現実的に迎え、「役所的」な用語についていけるものか、些か疑問に思う。
- ・どこで何を行われているか、条文などもっとわかりやすく理解の出来る言葉を使ってほしい。

●具体化するため条例・仕組み等

- ・条例を具体化するため、規則や細則が必要なのでは。
- ・すべてを反映させるのが難しいため第2項により努力義務ということになっているかと思えます。意見を反映させるための仕組みづくりをどのように行うかを具体的に示すべきかと思えます。

自治基本条例モニター 第1回アンケート集計（自由意見）

- ・ 市民参加を推進することは誰も反対しない。まちづくりを市民がするのは当然であるが、一部市民のエゴにより市民同士の摩擦が起きないようにしなければならない。仕組みづくりが重要と思う。例えば、一般的に意見の分類として、白、黒、白に近いグレー、黒に近いグレー、白でも黒でもない。どちらでも良いなどに分かれるが、どうしたいために何の意見を求めるのか具体的に示すことが重要である。
- ・ 条文は一般論であります但对処の方法などの附属文章がありますか。
例：努めなければならない、配慮する→どのような方策で。
- ・ すべての条文に共通して具体性がなく、真意が不明です。
- ・ 条文自体に見直してほしい点はありません。問題があるとすれば第4項の”仕組みづくり”ができていないことなのではないかと思えます。
- ・ 基本条例に書かれている事は、自治に関して極めて当たり前のことで、こんなことを改めて議論することもないことです。ただ、各条文の後に書かれている「別に条例で定める」がないのでは、これ以上の議論のしようがないと思えます。
- ・ 理念としては申し分なく充分に言い尽くされていると思うが、具体的にどう進めていくかという点がよくわからない。

●追加事項

- ・ 第3項に「地域」を加えてはいかがでしょうか。
＜理由＞江別市では、江別、野幌、大麻と「地区(村)」意識が強すぎるように思います。
- ・ 町内会は、市民一人ひとりと直接結びついているため、この組織を活用することが、市民の市政等への参加拡大に繋がるものと考えます。説明文の中でも良いと思うが、町内会の活用について明記し、具体的な活用方法等について検討する必要があると思う。
- ・ 第3項「市は市民参加において、性別、年齢、障がいの有無、経済状況、宗教、国籍によって～」の項目の中に、職業も入れて欲しい。
- ・ 市民参加の必要事項は別条例とあるが、それが即座に分かるような条例文にしてほしい。
- ・ どのように市民参加を推進し、市民の意見が反映できるのか、具体的な方法を条例に定めてほしい。どんな形で市民が参加できるのかをわかりやすく提案してほしい。市民の意見が公平に反映されているのかチェックする仕組みも載せてほしい。市長や議員、役所の人々が都合のいい時だけ、都合のいい意見を聴くということがないように公平、公正を形にしてもらいたい。

●市民参加を推進するための手法

- ・ 市民参加の方法を具体的に広く周知すること。
- ・ 市民の意見を吸い上げる施策がない。
- ・ 地区の自治連合会などを頼らず、市が直接市民個人と対話するような方策が必要だと思います。
- ・ 市民の意見を取り込み、反映させた成果も広く公開する。
- ・ 課題によって手法が変わるかと思いますが、市民参加の具体的な手法を明示されたいと思います。
- ・ 市内四大学は、江別市の財産です。学生に江別を知ってもらう機会を増やすことと、学生からの要望・意見を発表させることがとても大切なことだと思います。

自治基本条例モニター 第1回アンケート集計（自由意見）

- ・若い人たちの意見を取り入れ、反映させて欲しい。
- ・幅広く市民が参加しやすいように具体的表記。
- ・第2項「～市民参加を推進、『支援をし、』市民の～」推進だけではなかなか難しいと思う。個人あるいは団体に支援をすることにより、良い意見が出るのではと思う。特に団体は小さなグループの町内会では良い意見が出ると思います。プラス見返りも必要。
- ・市民参加に当たっては、本条例第7条にあるように、良心と責任のある意見を集約することが必要。意見を聞く目的、分野によっては、市側が積極的に市民を選定し、委嘱する方法も考慮してはどうでしょう。
- ・町作りの市民参加と言われても漠然として、何をどうする事かわかりません。もし、自分の地域の意見交換などができる機会があるのでしたら、ぜひ参加したいですが、そのための広報がわかるようにしてほしい。
- ・条文はもうすでに気合を入れて見ないと目に入ってきません。第24条自体はそのままでも、1つ1つをもっと噛み砕いてわかりやすく、市民祭りなどで、市民がもっと参加できることをアピールしてもらいたい。とにかく、とっつきにくい。

●その他

- ・市は市民のために。
- ・制度、趣旨は賛成する。
- ・見直しは無い。必要に応じ、その都度検討すれば良いと思う。
- ・見直しではありませんが、行政のリーダーシップが発揮されていることを市民に理解してもらう環境も必要だと思います。
- ・町内会、自治会館等、体の不自由な人など年寄りが気軽に参加できるようにそれぞれに身近な所で開催してほしい。
- ・障がいの重度の人は健康保険の自己負担が一割ですが、軽度の人には3割負担となっています。大変負担が大きいです。みな同じ特に一割負担にしてください。
- ・多くの市民に参加してもらうことは、協働する市民を多くすることになると考えます。従って、地域に係わる「8丁目通街路事業」問題をテーマにしてほしい。
- ・性別、年齢、障がいの有無、経済状況、宗教、国籍等の個人情報の取り扱いや対処法が適正に行われているかの点。
- ・見直してほしい点ではないかもしれませんが、江別市に引っ越してきました、市民参加を推進しているようですが、何処で何が行われているのか、条例通り制度は充実しているのか、性別・年齢・障害の有無・国籍等配慮されたものなのか、PR不足ではないかと感じます。こんなに住みやすい街なので、全国にPRできる街だと思います。※これはパブリックコメントですかね？
- ・条文に関しての疑問点や見直してほしい点は、特にありません。

問8 今後、検討委員会で、重点的に検討してもらいたいと考える項目及びその理由について、同封の「江別市自治基本条例（条文と解説）」の中から記入願います。

第2章

- ・自分の意見が反映されて豊かなまちになるのが理想だから。

自治基本条例モニター 第1回アンケート集計（自由意見）

- ・江別市民の多くは札幌市内に勤務していると思われ、なかなか地元で何が行われているか分かりにくい状況にあります。市民の目を出来るだけ地元に向けられるよう工夫しなければ、地元に関心な人が多くなると考えられます。市民が積極的に街づくりに参加し、住みやすく地元をもっと誇れるような環境を整えてほしいと考えます。

- ・14年前に釧路管内から豊幌に越してきましたが、町でもなく、田舎でもなく、素朴な風景が気に入りましたが、生活をする間で何点か不便な点があります。

- 交番がない(不安です)・病院がない(歯科医院のみ)車に乗れないお年寄りは大変だと思います。・バスがない(JRがストップの時、陸の孤島状態)

▼第6条

- ・市の公開する情報は生活にとって必要となるものが多く、市民の生活に密着していると思うからです。また、条文の解説のなかでも、「市民自治を行うための基本原則の1つ」と書いてあることから、この条文について重点的に検討できたら良いのではないかと考えます。

- ・市民はどのようにすれば市政の情報を知ることができるのか。意見などはどうすれば提案できるのかわからない。立派な言葉で書かれても、市民として具体的にどうできるのかわからない。もっとわかりやすく具体的にしてほしい。条例はあるけど、市民のためのものになっていない。定義のところで、市役所職員は市民でも市長等でもないということですか。

- ・若い世代には広報が見づらい。またわかりづらい。もっと情報をわかりやすく、気軽に参加してもらうことが大切か。

- ・「市民は意見を表明し提案する権利を有する」とありますが、具体的にどういう状況で表明するのかの例示が必要だと思います。

▼第7条

- ・この条例に関する認識がかなり不足していると思うので、市民の責任ある声を広く集めるために怖じけることなく参加でき、その結果こういう風に反映された…というようなPR活動を検討してほしい。

- ・基本条例では、自治体・事業者・市民の責務を明示しており、その内容ももっともなことが制定されているが、もっと広報して、条例、特に市民の責務、自治体に協力しなければならないことなどを各家庭まで浸透させる必要があるのではないか。自分を含めて市民は自分勝手である。都合の悪いことは正当なものでも反対しがちである。災害を例にとると、避難指示が発令されても、すぐ避難する者がはたして何人いるだろうか。そのくせ後で自治体の体勢、指示方法などに異論を唱える者が多いのが現状である。個々の市民自らが考えて行動できるような方向にもっていく必要がある。

●第2項

- ・市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言及び行動に責任を持つものとする。議会、市長及び職員については、「責任を持つ」という表現で義務を果たすことを求めているが、市民に対してのみ、強制的表現をするのは納得できない。

- ※他は「努めなければならない」と定めてあり、実行は望めそうにない。

- ・第2章第7条第2項の削除または第3章、第4章に同様の項目を追加。市民のみが言動に責任を持つのはおかしい。市長等や議員は当然というなら、市民も当然で、明記の必要はない。

▼第8条

- ・事業者として株式会社、学校法人、公益法人を掲げて説明されています。あいまいな点として、個人が市内で貸家業を営んでいる場合、固定資産税は当然負担しているが、街づくりは自治会が自主的に対応している事業(例えば排雪)があるので、個人事業者にも「あなたも江別市民であるとの自覚を促す方策をとってもらいたい。

第3章

- ・ 市民の意見を吸い上げ、議論し、その意見をまちづくりに反映させるには、市民が市政に参加する仕組みをわかりやすく情報提供することが必要。しかしその仕組みについて、市民に浸透しているとは思えないから。
- ・ 議員、委員の発言、理事者側の答弁要旨の公開・縦覧、市民提案事項の検討結果の内容公開・縦覧等をご検討ください。

▼第9条

- ・ 条文、市長等による「事務」の執行を・・・とありますが「予算」では？
地域における多様な市民の意見をくみ上げ・・・とありますが、自治会の活用によって議員数を3分の1程度に減らすことを提案します。問7でも記述したように「地区(村)」意識が強すぎるから議員が多く必要となる。江別市に全体を見れる議員(地区でなく)がいて、予算の執行が適切かが見ればそれで良いのではないのでしょうか。

第5章

- ・ 市長等と議員等との役割や責任分担等がわからないから。
- ・ 今後とも限られた財源を優先する施策に効果的に使うことが求められます。市民には多様な分野で活躍されている方も多いため、市長等、自治会長ではなく、市の課長、係長などの担当者と同じ年齢の市民がフランクに(喧々諤々ではなく)話し合える場があってもいいと思います。お互いの立場を尊重し合って知恵を出し合うことは、距離感が縮まり市役所が近くなります。私は、市役所の皆さんの悩みを聞いてみたいですよ。

▼第13条

●第4項

- ・ 必要に応じてではなく、常に直すべき。現在の社会の変化は速く、変化してから見直ししても遅いことになる。常に見直しを検討し対応を速くすることが大事。無駄を省くことになる。

▼第15条

- ・ 効果的かつ効率的な行政運営を行うため計画実行するのはいいのですが、評価はSeeよりもcheckのほうが、より真剣さが伝わるかと思います。Seeでは「ただ漠然と見る」ですが、checkですと細かく具体的に評価できるかと思います。その後、それでいいのかActして、そして、また計画を立てるというサイクルで行いますと、より民意を反映できるのではないかと思います。

▼第17条

- ・ 9月の大雨で、江別市の一部の住宅で床下浸水があったと聞きました。また東日本大震災から始まって、最近江別でも体を感じる地震が多くなってきたように思います。今年に限ったものではなく、今後も必ず異常気象や災害などで江別市にも大小の被害が起こることでしょう。だからこそ、江別市についての情報がもっとほしいと思います。大雨が起こった時の浸水しやすい土地の低い場所はどこなのか、江別市にある王子製紙などの大きな工場が、もし地震などで大きな被害を受けた場合、市民に健康被害などがおこらないのか等です。
- ・ たくさんの人たちに防災や危機管理について学んでほしいということで、講習会やイベントをやってほしい。
- ・ 災害発生時に備えた避難訓練や避難場所が自治会等の具体的な要領を示されていますか。示されていない場合は明示する必要があると考えます。
例として、
 - 1 避難訓練:2年に1回各自治会の計画で実施
 - 2 避難場所
(1)屯田自治会1区は杜の台記念会館(2)屯田自治会2区から4区は野幌高等学校

自治基本条例モニター 第1回アンケート集計（自由意見）

- ・冬期間歩道の除雪が片側のみが多く見られ(通学路も同様)休校日は予算の関係の為なのか理解できる点も多少ありますが、やはり左右どちらの歩道もある以上は、除雪していただく方が良くと思います。特に高齢者は遠回りして歩いたり、除雪車が幅を狭くした後の車道2車線が雪が積まれ1車線の車道を歩いています。冬に災害がないと限らず、常に逃げ道を確保と思われます。

- ・第17条に於いて、一応解説されているが、特に昨今は自然災害が発生、各地において重大災害多発に他市に於いても、その対策に重点を置いている。当市に於いても自然災害の発生に備え、ドカ雪集中豪雨が懸念される状況にある市民を守ると言う観点からさらに防災意識の向上を図るべきと考える。

- ・障がいのある方や高齢者に対するの対策。

第6章

▼第21条～25条

- ・市民参加の機会を増やすため、市民一人ひとりと結びついている町内会との連携を強化する。

▼第22条

- ・江別に(江別市自治基本条例)がある事自体知りませんでした。大半の江別市民は同じ思いかと思えます。自治会を通してわかりやすく、見やすい広報をお願いします。

●第2項

- ・本市の「江別市情報公開条例」を見ましたが、あまりにも複雑でわかりづらい。わかりやすく、市民に馴染むように自治基本条例第22条に定めてください。関心があるから情報公開願う者にとって、解答がないままだと失望します。請求の仕方も出来る限り簡素化を望みます。

第7章

- ・市民の意見が反映され、他の市町村から見ても魅力ある町にして、今後進むであろう江別市の高齢化に伴い、新しい世代が住みやすい町にして頂きたいため。

▼第24条

- ・市民参加を拡大するためにも、もっとPRが必要だと思う(ポスター・CM・宣伝カー)広報の情報は少ない、狭く思う。

- ・自治会との関係性が明記されていないのはなぜなのでしょう。

- ・収入は障害年金のみで健康保険の自己負担が3割は不公平に思います。一般の高齢者も70歳以上は1割負担になります。非課税の人だけでも1割負担にしてください。

- ・各種委員会の委員については、一定定数を立候補、推薦制度を設け、選任に当たっては、選任委員会を設け選任する等は如何でしょうか。立候補者については、レポートの提出、推薦は推薦理由書の添付を義務付ける等。

●第4項

- ・議員や政治家の圧力に屈せず、意見を聴くのは誰でも出来るが、実行するのは難しいから。

▼第25条

- ・いずみ野、見晴台等、住宅が増えているため、近くに交番があるといいと思う。

第8章

▼第26条

・重要事項について、住民の意思を確認するため住民投票を行うことができるが、江別に住んで20年程になるが投票が行われた事があるのでしょうか。今年市は東日本大震災のガレキの受入を表明したが、市民生活に重大な影響を及ぼす恐れのある事案について、住民投票で広く市民の声を聞くべきである。

・市政に関する重要事項についての住民投票は、想定される重要事項について記述しては如何でしょうか。例えば、市町村合併、市町村連合、大規模な企業などの誘致等は、住民投票の必須施策とする。

第10章

▼第28条

・市民の意見が適切に反映されるような、わかりやすく簡単にできる方法を確立してほしいので。

・施策等の評価や見直しを行っていると思われるが、市民による検証等も必要なのではと考えるため。

・解説の表現が抽象的すぎてよくわかりません。私の住む町内会のように20年程度の歴史の町内会が多いと思います。町内会に住んでいる事が江別市に住んでいる事であるならば、この町内会単位をどのように活性化させていくべきかの横の情報共有の仕掛けづくり等を充実させていくことも重要ではないかと思えます。

第11章

▼第29条

・決まったことを何度も検討して、本当にそれでよいのかとの確認は必要だと思うからです。

その他

・根本的な所で、条例があってもどれだけの市民がこの内容を知っているのか？という事と、たとえこの内容が開示されたとしても長々と解説までついた条例文を読むのか？という事。もっと簡潔に分かりやすくないのかな。と、単純にこの条例を読んで思いました。

・市民の意見を吸い上げ市政に反映することは当然であるが、問7で示したような広い意見をどんなルールで反映させるかについて深く検討して頂きたい。どんな意見があり、どういう考え方で一つの意見にまとめるのが重要である。そのプロセスを市民が理解しやすいように発信する必要がある。その意見に基づいて具体的に市政がどう動いたのか示す必要がある。

・市民生活に直結した事項(除雪対策、公園整備充実等)を具体的に検討し、その結果を市民に知らせること。

・生活環境などの内、(鉄東線のカラス)夕方巣に帰る前、近くのマンションの屋根、電線にとまり、ふんがひどい。

・その他、江別市には、札幌に近いことから優位な人材が沢山います。隠れた人材を発掘し、登録・活用制度を検討してください。人材活用のネットワークづくりが大事です。出前講座講師として等活用法はいろいろあるかと思えます。

・江別小と三小統合委員会。私は第三小を卒業しましたが統合に関心あり、立地条件等いろいろあるかと思えますが、将来に悔いが残らないよう望みます。

・全ての項目において「努め・・・」が多用されているが、結果の判定が困難なので可能な限り使用しないこと。

自治基本条例モニター 第1回アンケート集計（自由意見）

- ・市長の公約に対して、各部局の推進や達成状況を市民に知らせるような条文を作してほしい。公約の実現性や市・市長の対応（推進）状況を見えるかたちで表示願いたい。（条例にあるかもしれませんが、見過ごしたと思い記入しました）

- 1 条例を全市民に認識を高め、よく理解できるように方法等を検討する。条文に関してはわかりやすい文言にして、解説もわかりやすくすること。

- 2 市民が理解した上で、①市はこの条例に対して何が出来るか提示していく②市民はこの条例に沿って何が出来るか、また地域の為に何が出来るのか検討し、実行に向けていく（各自治会等を利用して）③具体例を上げて提案していく（文言だけではわかりにくい）

- 3 条例アンケートの結果を見て

問3に対する回答には吃驚しました。回答者 1515 名中 1354 名が「全く知らないか、名前だけ聞いたことがある」では、条文の存在そのものが全く意義がなくなる。これは大問題で早急に対策を検討しなければならないと思います。

- ・仕事を市民に与えてほしい。近隣の市を参考にしてほしい。

- ・大体、地方自治とはお役人が主導で進めるものでないでしょう。市民が積極的に動くための道筋をどういうふうにするかでしょう。私は地道に近所・隣のコミュニケーションを大切に強くすることが大事だと思います。

- ・条文としての体裁は良いが、推進の具体策を展開してほしい。

検討委員会での意見集約結果(第2回まで)

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	現状評価・課題	方向性(対応)
<p>前文</p> <p>わたしたちは、豊かな流れの石狩川と原始の姿を今にとどめる森に囲まれたまち江別市に集いました。</p> <p>江別市は、屯田兵らによって開拓され、恵まれた自然を生かした農業やれんが産業、川を利用した物資流通の拠点として栄えてきました。今日ではやきものの街としても知られ、また、道央圏において有数の文教都市として発展を遂げています。</p> <p>わたしたちは、先人が切り拓き守ってきた自然と、たゆまぬ努力と英知によって興し育ててきた産業や伝統、培われた文化を受け継ぎ、未来の世代へ引き継いでいかなければなりません。</p> <p>わたしたちは、江別市民憲章に掲げられた理念に沿って、命をはぐくむ水と緑の大いなる自然と都市が調和しているこのまちの魅力を生かして、教養ある文化のまちを目指し、お互いを尊重し、支え合う地域社会を大切にする、人中心のまちづくりを進めていきます。</p> <p>ここにわたしたちは、江別市の市民自治の基本理念と基本原則を掲げ、市民及び市それぞれの役割と責務を明らかにするとともに、市民自治の意識の高揚を図りながら、かけがえのない愛する郷土、個性あふれるまちを創るため、江別市の最高規範として、この条例を制定します。</p>			

検討委員会での意見集約結果(第2回まで)

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	現状評価・課題	方向性(対応)
<p>第1章 総則</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、江別市の市民自治の基本理念及び基本原則並びに自治運営の基本的な事項を定め、市民の信託に基づく議会及び市長等の役割及び責務を明らかにするとともに、市民自らが考え、行動する、市民自治を実現することを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者又は市内で事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。 (2) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。 (3) 市 議会及び市長等をいう。 (4) まちづくり 暮らしやすく、魅力あるまちを実現するためのすべての公共的な活動をいう。 (5) 協働 市民及び市が、それぞれの役割及び責任を理解し、互いに尊重しながら協力して取り組むことをいう。</p> <p>(市民自治の基本理念) 第3条 市民一人ひとりが自治の主役として、市政に関する情報を共有し、自らの責任において主体的に考え、積極的にまちづくりに参加及び協働しながら、より良いまちづくりを推進することを市民自治の基本理念とする。</p>		<p>全体市民が身近に感じるための条文または解説の見直しが必要である。</p> <p>全体条例自体の認知度が低い。</p> <p>全体職員の認知度の向上も必要</p>	

検討委員会での意見集約結果(第2回まで)

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	現状評価・課題	方向性(対応)
<p>(市民自治の基本原則)</p> <p>第4条 市民及び市は、次に掲げる基本原則に基づき、市民自治を実現するものとする。</p> <p>(1) 情報共有の原則 市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有すること。</p> <p>(2) 市民参加・協働の原則 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりへの参加及び協働を進め、市は、それを尊重すること。</p> <p>(3) 信託と責任の原則 市は、市民の信託に基づき、公正かつ誠実に市政を運営する責任を負うこと。</p> <p>(この条例の位置付け)</p> <p>第5条 この条例は、江別市の自治の基本を定める最高規範であり、市民及び市は、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。</p> <p>2 市は、他の条例、規則等の制定及び改廃並びに法令等の解釈及び運用に当たっては、この条例の規定との整合を図らなければならない。</p>			

検討委員会での意見集約結果(第2回まで)

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	現状評価・課題	方向性(対応)
<p>第2章 市民</p> <p>(市民の権利) 第6条 市民は、市政に関する情報について知る権利を有する。 2 市民は、市政に参加する権利を有する。 3 市民は、まちづくりに関する意見を表明し、提案する権利を有する。</p> <p>(市民の責務) 第7条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、互いの活動の自主性及び自立性を尊重し、協力しながら市民自治によるまちづくりの推進に努めるものとする。 2 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言及び行動に責任を持つものとする。 3 市民は、市政に関する認識を深め、市と協働して地域社会の発展に寄与するよう努めるものとする。</p> <p>(事業者の責務) 第8条 事業者は、地域社会を構成する市民の一員としての社会的役割を認識し、地域社会との調和を図りながら市民自治のまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりアンケート調査への回答 ・パブリックコメントへの意見提出 <p style="margin-left: 20px;"> } <ul style="list-style-type: none"> H22年度 案件6件 17人 34件 H23年度 案件8件 44人 135件 </p> <p>→ 条例等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・江別市パブリックコメント手続要綱 <ul style="list-style-type: none"> ・出前講座の利用による情報の取得 <p style="margin-left: 20px;"> } <ul style="list-style-type: none"> H23年度 68メニュー 32回 1,230人 他防災関連 77回 4,295人 H24年度 74メニュー </p> <p>→ 条例等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・江別市出前講座実施要綱 <ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練や避難所運営訓練等への参加 <ul style="list-style-type: none"> ・江別市におけるマイバック等持参促進及びレジ袋削減に関する協定を6社及び市民活動団体と締結(H20) 		

検討委員会での意見集約結果(第2回まで)

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	現状評価・課題	方向性(対応)
<p>第3章 議会及び議員</p> <p>(議会の役割と責務) 第9条 議会は、選挙により信託を受けた議員によって構成される議決機関であり、本市の重要な意思決定を行うとともに、市長等による事務の執行を監視及びけん制し、市民の意思を政策形成に反映させるものとする。</p> <p>2 議会は、まちづくりの課題を明らかにし、審議の過程その他議会の活動に関する情報を市民に提供し、市民に開かれた議会運営に努めなければならない。</p> <p>(議員の責務) 第10条 議員は、市民の信託に応え、総合的視点に立ち、公平、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。</p> <p>2 議員は、広く市民の声を聴くことにより市民の意思を把握し、これを政策形成に反映させるよう努めなければならない。</p> <p>3 議員は、自らの活動及び議会の活動を市民に分かりやすく説明し、情報提供に努めなければならない。</p> <p>4 議員は、議会における審議及び政策立案活動の充実を図るため、積極的に調査研究に努めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だよりによる情報提供 (S60～) ・議会ホームページの開設 (H15～) ・委員会傍聴者に対する資料の提供(閲覧用)(H24 第2回定例会～) <ul style="list-style-type: none"> ・議会内の改革を進める議会基本条例を検討中 ・一般質問における一問一答方式の導入(H24 第2回定例会～) 		

検討委員会での意見集約結果(第2回まで)

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	現状評価・課題	方向性(対応)
<p>第4章 市長及び職員</p> <p>(市長の役割と責務)</p> <p>第11条 市長は、市民から信託を受けた本市の代表者として、この条例を遵守し、市民自治のまちづくりを推進しなければならない。</p> <p>2 市長は、公平かつ誠実な行政運営を行わなければならない。</p> <p>3 市長は、市政に関する情報を市民に分かりやすく説明しなければならない。</p> <p>4 市長は、補助機関である職員の能力向上を図るとともに、効率的な組織の運営に努めなければならない。</p> <p>(職員の役割と責務)</p> <p>第12条 職員は、この条例を遵守し、市民の視点に立って公正かつ効率的に職務を遂行しなければならない。</p> <p>2 職員は、市民自治によるまちづくりを推進するために必要な能力の向上に努めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研修テーマとして新人職員研修、政策形成、政策法務基礎研修の実施 ・職員への啓発(自治基本条例のDB化・啓発記事掲載) ・職員向け研修会の開催(H21年度 46人) 		

検討委員会での意見集約結果(第2回まで)

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	現状評価・課題	方向性(対応)
<p>第5章 行政運営</p> <p>(総合計画) 第13条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。 2 市は、総合計画を策定するに当たっては、多くの市民意見を反映させるため、必要な情報提供に努めるとともに、市民参加を積極的に進めるものとする。 3 市は、総合計画の達成目標を明らかにするとともに、その内容及び進行状況に関する情報を市民に分かりやすく提供するものとする。 4 市は、総合計画が社会の変化に対応できるよう検討を加え、必要に応じて見直しを行うものとする。</p> <p>(財政運営) 第14条 市長は、財政の状況を的確に把握し、予算の編成に当たっては、総合計画及び行政評価の結果を反映させることにより、将来的な財政見通しに立った健全な財政運営に努めなければならない。 2 市長は、財政状況に係る情報並びに予算及び決算に係る情報を市民に分かりやすく公表することにより、財政運営の透明性の確保に努めなければならない。</p> <p>(行政評価) 第15条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を図るため、行政評価を実施し、その結果を施策等に反映させるとともに、市民に分かりやすく公表するものとする。 2 市長等は、市民、専門家等による外部評価の仕組みを整備するよう努めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・無作為抽出の市民委員40名による新計画の内容を検討 →条例等 ・えべつみらい市民会議設置要綱 ・まちづくり市民アンケート及び行政評価による進行管理及び公表(H16～) <li style="margin-left: 20px;">(H22年度 回答率 36.4% H24年度 回答率 30.8%) ・予算編成方針の公表、予算編成に対するパブリックコメント(H21～) ・「絵で見る江別市予算案」をHPで公表(H21～) ・年1回、「財政の現状と課題」の公表(H21以前から) ・施策及び事務事業の評価を実施し、公表(H16～) ・江別市行政評価外部評価委員会を設置し、市民の目線による外部評価の仕組みを導入(H22～) →条例等 ・行政改革推進計画 ・江別市行政評価外部評価委員会設置要綱 		

検討委員会での意見集約結果(第2回まで)

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	現状評価・課題	方向性(対応)
<p>(政策法務)</p> <p>第16条 市は、自主的な政策活動を推進するため、必要に応じて条例、規則等の制定及び改廃を行うとともに、法令等の調査研究を重ね、主体的かつ適正な解釈に努めなければならない。</p> <p>(危機管理・防災)</p> <p>第17条 市長等は、市民の生命、身体及び財産を保護するため、情報の収集及び提供並びに必要な対策を実行できる体制の整備に努めなければならない。</p> <p>2 市長等は、市民の防災意識の向上を図るとともに、災害発生時に備え、市民、事業者及び関係機関との連携及び協力を図るよう努めなければならない。</p> <p>(行政手続)</p> <p>第18条 市長等は、行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るため、処分、行政指導等に関する手続きを定めるものとする。</p> <p>2 行政手続に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p> <p>(外部監査)</p> <p>第19条 市は、適正で効率的な行政運営を確保するため、必要に応じて外部の監査人その他第三者による監査を実施することができる。</p> <p>(公益通報)</p> <p>第20条 市長等は、市政の適法かつ公正な運営を確保するために、違法な行為について通報を行った職員等が、通報により不利益を受けないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政策法務基礎研修を実施 ・ 防災訓練や避難所運営訓練等の実施 ・ 災害対応物品の整備 → 条例等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域防災計画 ・ 応急給水訓練の実施 → 条例等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水道維持管理指針 ・ 北海道下水道対策会議への参加 → 条例等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 北海道下水道災害会議設置要綱 ・ 行政手続条例に規定 (H10年施行) → 条例等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 江別市行政手続条例 ・ 内部通報及び外部通報受付窓口を設置 (H20～) → 条例等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 江別市職員等からの公益通報に関する要綱 ・ 江別市外部労働者からの公益通報に関する要綱 		

検討委員会での意見集約結果(第2回まで)

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	現状評価・課題	方向性(対応)
<p>第6章 情報共有の推進</p> <p>(情報共有) 第21条 市は、まちづくりに関する情報を市民と共有するため、速やかに、かつ、分かりやすく情報提供するとともに、制度及び体制の充実に努めるものとする。</p> <p>2 市は、市民からの意見、要望、提案等に対し、速やかに、かつ、誠実に対応するとともに、市民と情報を共有するため、必要に応じてその対応状況を公表するよう努めなければならない。</p> <p>3 市民は、まちづくりに関する情報を共有するため、これに対する関心を高め、必要な情報の収集に努めるものとする。</p> <p>(情報公開) 第22条 市は、市民の市政に関する情報について知る権利を尊重し、市政に関する情報を公正かつ適正に公開するものとする。</p> <p>2 情報公開に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p> <p>(個人情報の保護) 第23条 市は、個人情報の収集、利用、提供、管理等を適正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する市民に対し適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2 個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・江別市公式HPの改修・充実(H22・H23)、携帯電話サイト運用開始(H22～) ・広報えべつの発行 ・出前講座などによる情報提供 →条例等 ・江別市出前講座実施要綱 ・リーフレットやパンフレットの発行 ・市民が傍聴できる会議等をHPで公表 ・情報公開条例に規定(H8年施行)、運用 〔 ・H22年度 23件 ・H23年度 19件 〕 →条例等 ・江別市情報公開条例 ・審議会等に関する会議の公開 ・個人情報保護条例(H14年施行) →条例等 ・江別市個人情報保護条例 ・情報セキュリティ監査として外部業者に委託し、個人情報の取扱いなどを注意啓発 →条例等 ・情報セキュリティ基本方針 ・情報セキュリティ対策基準 		

検討委員会での意見集約結果(第2回まで)

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	現状評価・課題	方向性(対応)
<p>7章 市民参加・協働の推進</p> <p>(市民参加の推進)</p> <p>第24条 市は、まちづくりへの市民参加を推進するため、制度の充実に努めるものとする。</p> <p>2 市は、政策の立案、実施及び評価の各段階における市民参加を推進し、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。</p> <p>3 市は、市民参加において、性別、年齢、障がいの有無、経済状況、宗教、国籍等によって市民が不当に不利益を受けないよう配慮するものとする。</p> <p>4 市長等は、広く市民の意見を聴き、その意見を反映させるための仕組みづくりに努めなければならない。</p> <p>5 市民参加に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント手続要綱の制定・運用 (H22～) → 条例等 ・江別市パブリックコメント手続要綱 ・付属機関等における公募委員の導入 <li style="margin-left: 20px;">〔 H23年度 12.5% H24年度 12.2% 〕 ・アンケートの実施 ・市民説明会の実施 ・市民参加による公園づくり事業 (H15～) 	<p>第7章市民はすでに自治会活動等で市民参加や市民協働を行っているが、それが自治基本条例に基づいて行われている活動だという認識はない。何か情報発信するたびに条文についての一ロメモなどを記載するなど、こまめで継続的な条例のアピールが必要である。</p> <p>第7章市民参加条例、市民協働条例について条例化すべきかどうかの検討を進め、条例化すべきという提言をするならば盛り込むべき一定の内容を検討する必要がある。</p> <p>第7章条例に基づいた様々な取り組みはあるのだが、情報提供が不十分であるため、市民参加が浸透していない。</p> <p>第24条パブリックコメント制度や出前講座などの情報共有の手段を市から積極的にPRする必要がある。</p> <p>第24条第2項パブリックコメント制度の意見提出の方法について、より意見を出しやすい仕組みの検討が必要である。</p>	

検討委員会での意見集約結果(第2回まで)

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	現状評価・課題	方向性(対応)
<p>(市民協働の推進)</p> <p>第25条 市民及び市は、協働のまちづくりを推進するための環境づくりに努めなければならない。</p> <p>2 市は、市民のまちづくり活動における自主性及び自立性を尊重し、必要な制度の整備を行うものとする。</p> <p>3 市は、市民が協働のまちづくりに参加しないことにより、不当に不利益を受けないよう配慮するものとする。</p> <p>4 市民協働の推進に関し必要な事項は、別に条例で定める。</p> <p>第8章 住民投票</p> <p>(住民投票)</p> <p>第26条 市は、市政に関する重要事項について、直接、住民(市内に住所を有する者(法人を除く。))をいう。)の意思を確認するため、住民投票を行うことができる。</p> <p>2 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</p> <p>3 住民投票を実施しようとするときは、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会活動への支援 ・江別市と自治会やNPO、市民活動団体または企業等との協働事業 <p style="margin-left: 20px;">〔 協働事例 H22：127件 H23：139件 〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協働のまちづくり活動支援事業 <p style="margin-left: 20px;">〔 実施事業件数 H22：5団体 H23：5団体 〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動活性化促進事業 <p style="margin-left: 20px;">〔 実施件数 H22：3件 H23：3件 〕</p>		

検討委員会での意見集約結果(第2回まで)

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	現状評価・課題	方向性(対応)
<p>第9章 他の自治体等との連携及び協力</p> <p>(他の自治体等との連携及び協力) 第27条 市は、共通するまちづくりの課題を解決するため、広く他の自治体及び関係機関と相互に連携し、協力するよう努めるものとする。</p> <p>2 市は、政策を実施するため必要があるときは、北海道及び国と連携を図りながら協力するとともに、北海道及び国に対して適切な措置を講ずるよう提案するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌広域圏組合による事業連携 ・市内大学、食品加工研究センターとの連携(食・健康・情報) ・地域医療連携、病院経営連携 ・大学連携事業(地域活性化と産学官連携体制の強化) <ul style="list-style-type: none"> ・大学連携調査研究事業 <ul style="list-style-type: none"> H23年度 3事業 H24年度 4事業 ・大学連携学生地域活動支援事業 <ul style="list-style-type: none"> H23年度 2事業 H24年度 2事業 ・北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区を北海道や札幌市と連携して推進 		
<p>第10章 市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価</p> <p>(市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価) 第28条 市は、市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って整備され、又は運用されているかについて評価し、必要な見直しを行うための仕組みを整備するよう努めなければならない。</p> <p>2 市は、前項の規定による評価に当たっては、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例検討委員会の設置 		

検討委員会での意見集約結果(第2回まで)

江別市自治基本条例	主な取り組み状況	現状評価・課題	方向性(対応)
<p>第11章 条例の見直し</p> <p>(条例の見直し)</p> <p>第29条 市は、この条例の施行の日から起算して4年を超えない期間ごとに、この条例の規定について検討し、その結果に基づいて見直しを行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例検討委員会において検証→条例等 ・江別市自治基本条例検討委員会設置要綱 		